

第 1 2 3 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 7 年 1 2 月 2 2 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 123 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 午後 3 時 38 分

2. 閉会年月日 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 午後 4 時 6 分

3. 開催場所 きざん八戸

4. 出席委員 (23 人)

会長 15 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 20 番 砂 庭 周 平

委員 1 番 磯 川 齋 2 番 藤 田 博 康

3 番 山 内 一 男 4 番 庭 田 藤 樹

5 番 野 田 清 八 6 番 川守田 雄 一

7 番 中 村 文 男 8 番 四 戸 正 子

9 番 堀 内 重 男 10 番 工 藤 雄 一

11 番 坂 本 俊 孝 12 番 工 藤 喜代治

13 番 梅 内 勝 治 14 番 石 橋 薫

17 番 西 塚 晴 義 18 番 高 森 直 樹

19 番 佐々木 照 雄 22 番 中 野 らん子

23 番 馬 場 隆 24 番 工 藤 茂

26 番 庭 田 豊 茂

5. 欠席委員 (2 人)

21 番 高 橋 仁 25 番 松 村 範 明

6. 会議書記

事務局長 中 里 司

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日 程 第 6 議案第 28 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日 程 第 7 議案第 29 号 南部町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の
制定について

事務局長	<p>ただいまから、第 123 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、年末のお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。 天候が温かくて、農作業には適していますが、委員の皆様方におかれましては、健康に留意され頑張っていたいただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 25 名中 23 名で、委員定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 38 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録 署名委員の指名を行います。 会議録 署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 5 番 野田 清八 委員 6 番 川守田 雄一 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。 工藤 喜代治 調査員</p>

工藤 調査員	<p>12番 工藤から説明いたします。</p> <p>去る12月15日、梅内 調査員と中央公民館において、議案第26号について、関係者立ち会 いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる、許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しま した。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、 議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡 人は労働力不足のため、譲渡するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡 人は労働力不足のため、譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第26号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第26号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第5 議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」 を議題といたします。</p> <p>ここでは、2番 藤田博康 委員の関係している事案が含まれていますので、議事参与の制限に より当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第27号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、10件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必 要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営 面積は議案書に記載のとおりです。</p>
議 長	<p>ここで、藤田博康 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（午後3時44分 藤田委員退席）</p> <p>それでは、議案第27号の番号1番について、説明を求めます。</p>

	佐藤班長
佐藤班長	番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 27 号の番号 1 番について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 27 号の番号 1 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、藤田博康 委員の入室を求めます。 (午後 3 時 46 分 藤田委員着席)
	次に、議案第 27 号の番号 2 番から 9 番について、説明を求めます。
	佐藤班長
佐藤班長	番号 2 番の利用目的は田及び畑、期間は 20 年、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,400 円です。 番号 4 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,416 円です。 番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年 4 か月、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年 4 か月、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 10 年 4 か月、使用貸借による権利設定です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 9 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,987 円です。 番号 10 番の利用目的は樹園地、期間は 11 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 27 号の番号 2 番から 9 番について、ご異議ありませんか。
野田委員	はい、議長。
議 長	野田清八 委員
野田委員	2 番の申請地の場所はどのあたりですか。
議 長	説明を求めます。 佐藤班長
佐藤班長	2 番の申請地は、老人ホームせせらぎ荘の近くです。

野田委員	はい、わかりました。
議長	<p>あとは、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 27 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第 6 議案第 28 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 28 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、存続期間は平成 27 年 12 月 25 日から平成 37 年 12 月 24 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 4,987 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 28 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 28 号については、原案のとおり許可相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>日程第 7 議案第 29 号「南部町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>中里事務局長</p>
中里事務局長	<p>議案第 29 号について、ご説明いたします。</p> <p>【別添の「提出議案説明資料」で説明】</p> <p>以上です。</p>
議長	議案第 29 号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号については、原案のとおり制定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第 122 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午後 4 時 6 分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 12 月 22 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員